令和７年度事業状況報告書

東京都千代田区霞が関１丁目１番３号
公益財団法人日弁連交通事故相談センター
理事長　渕　上　玲　子

１　事業関係

(1) 事故相談

国土交通省からの事故相談事業に対する補助金400,000,000円により、本部及び全国54支部154相談所において交通事故による損害賠償に関する無料法律相談を実施した。

相談取扱件数	42,003件
うち面接相談	15,988件
うち電話相談	26,015件

(2) 示談あっ旋

本部及び東京、横浜、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、沼津、浜松、山梨、長野、新潟、大阪、京都、奈良、神戸、滋賀、和歌山、名古屋、三重、岐阜、富山、福井、広島、岡山、山口、福岡、北九州、佐賀、大分、熊本、鹿児島、那覇、仙台、山形、岩手、札幌、高松、高知、愛媛の各支部の計42か所において示談あっ旋を実施した。

申出受理件数	831件
あっ旋延べ回数	1,297回
成立件数	693件

（成立率　87.28%）
（平均開催件数1.56回）

①　国庫補助金事業

自動車事故による人身賠償事案についての国庫補助金を資金とする示談あっ旋で、国土交通省からの示談あっ旋事業に対する補助金110,000,000円により示談あっ旋を行った。

申出受理件数	626件
あっ旋延べ回数	956回

②　民間補助金事業

ア　ＳＡＰ物損事故示談あっ旋

(一社)日本損害保険協会からの補助金により、自家用自動車総合保険（ＳＡＰ）に関する物損事故の示談あっ旋を実施した。

申出受理件数	47件
あっ旋延べ回数	78回

イ　全労済関係示談あっ旋・審査

全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）からの補助金により、同共済に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋及び審査を実施した。

（ア）示談あっ旋

申出受理件数	34件
あっ旋延べ回数	71回

（イ）審査

申出受理件数	2件
審査回数	3回

ウ　教職員共済関係示談あっ旋・審査

教職員共済生活協同組合（教職員共済）からの補助金により、同組合に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋を実施した。審査は実施されなかった。

（ア）示談あっ旋

申出受理件数	5件
あっ旋延回数	8回

エ　ＪＡ共済連関係示談あっ旋・審査

全国共済農業協同組合連合会（ＪＡ共済連）からの補助金により、同組合に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋及び審査を実施した。

（ア）示談あっ旋

申出受理件数	94件
あっ旋延回数	145回

（イ）審査

申出受理件数	6件
審査回数	17回

オ　自治協会・町村生協関係示談あっ旋・審査

全国自治協会・全国町村職員生活協同組合（自治協会・町村生協）からの補助金により、同協会・組合に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋及び審査を実施した。

（ア）示談あっ旋

申出受理件数	4件
あっ旋延回数	9回

（イ）審査

申出受理件数	1件
審査回数	2回

カ　都市生協関係示談あっ旋・審査

生活協同組合全国都市職員災害共済会（都市生協）からの補助金により、同共済会に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋及び審査を実

施した。

（ア）示談あっ旋

申出受理件数	2件
あっ旋延回数	6回

（イ）審査

申出受理件数	1件
審査回数	2回

キ　市有物件災害共済会関係示談あっ旋・審査

全国市有物件災害共済会（市有物件共済会）からの補助金により、同共済会に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋及び審査は実施されなかった。

ク　交協連共済関係示談あっ旋・審査

全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連共済）からの補助金により、同共済会に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋及び審査を実施した。

（ア）示談あっ旋

申出受理件数	14件
あっ旋延回数	18回

（イ）審査

申出受理件数	1件
審査回数	1回

コ　全自共共済関係示談あっ旋・審査

全国自動車共済協同組合連合会（全自共等共済）からの補助金により、同共済会に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋を実施した。審査は、実施されなかった。

（ア）示談あっ旋

申出受理件数	5件
あっ旋延回数	6回

(3) 電話相談

国土交通省からの交通事故電話相談事業（夜間電話相談）に対する補助金38,000,000円により、本部、新潟県、愛知県、大阪、和歌山県、広島県及び福岡県の７相談所において、毎週月～金曜日（祝祭日は除く）の午後4時30分～午後7時まで、交通事故による損害賠償に関する夜間電話相談を実施した。

相談所開所延日数	518日
相談取扱件数	6,648件

(4) 相談員等研修会

国土交通省からの相談員等研修事業に対する補助金2,000,000円により、相談員等研修会を、10支部の現地（全ての研修会をウェビナーでも参加可能とした）で実施した。その結果、過去最高の2,147名の参加となった。

(5) 高次脳機能障害相談（研修会を含む）

国土交通省からの高次脳機能障害相談事業及び高次脳機能障害研修会に対する補助金20,000,000円により、本部、札幌、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪、京都及び福岡県の8か所において、交通事故による高次脳機能障害相談を実施したところ、48件の相談があった。

高次脳機能障害研修会は、令和7年6月20日に対面で130名の参加を得て、東京において開催された。

(6) 行政事業レビュー公開プロセスへの対応

国の全事業を対象として各府省が毎年行う行政事業レビューにおいて、当センターは、平成30年度に、有識者の公開討論に付される公開プロセスの案件に選定され、「事業全体の抜本的改善を求める」と結論された。それ以降、事業の改善のための課題に取り組んでいるところ、令和7年度の主な取組は以下のとおりである。

① ホームページの充実

当センターへのアクセスを容易にすることで、定期的に更新作業を行い、令和6年度においては、ホームページ掲載の情報を適宜更新し、交通事故事例集を充実させた。

② ネット予約システムの導入

当センター利用者の利便性を向上させるため、常時相談を受け付けることができるよう面接相談予約をネットで行うことができるシステムの導入に取り組んでおり、令和4年度から運用を開始した。

③ 0120の通話料無料の電話相談の導入

令和4年度より、当センター利用者の利便性及び相談件数を向上させるため、これまで、通話料有料のナビダイヤル0570から、通話料無料のフリーダイヤル0120番号に変更し、実施した。

④ 夜間電話相談の実施

電話相談業を夜間電話相談に切り替えて、週5回月から金曜日の午後4時30分から午後７時まで（祝祭日は除く）実施した。

⑤ オンライン交通事故相談の試行

令和7年3月13日から毎週木曜日（祝祭日は除く）の夜間（午後4時30分～午後7時）の時間帯において、Zoomによるオンライン交通事故相談の試行を開始した。

(7) 研修会の講師担当・派遣等

国土交通省 交通事故相談員中央研修会（初任者コース）

(8) 広報

① 支部の実情に応じた広報活動

支部において、新聞、市民だより等への広告掲出、地下鉄や運転免許センターに設置された電照広告による広告、支部独自のサイト開設、ラジオＣＭ等、支部の実情に応じ工夫を凝らしながら広報活動を行った。

② リーフレットによる広報

本部において、リーフレットを作成し、全国の警察署、自治体、法テラス、（独）自動車事故対策機構、高次脳機能障害支援拠点地、整形外科等に送付した。また、支部において、支部管内の相談所の案内に特化したリーフレットを作成し、自治体等に送付した。

③ ホームページによる広報

前記のとおり、ホームページを適宜更新し、活用した。

④ インターネットによる広報

令和3年2月より、Google広告においてリスティング広告を開始し、令和5年度中も一年を継続して実施している。令和6年度には、Google広告の毎月10,000ドルの特別枠の使用が認められた。

⑤ 交通事故相談ニュースの発行・配布

交通事故相談ニュースの第55号、56号を発行し、それぞれ弁護士及び関係団体、地方公共団体、マスコミ、裁判所などに配布した。

2 会議、行事等（主なもの）

(1) 評議員会　　1回（6月16日）
(2) 理事会　　2回（5月29日、令和8年3月9日）
(3) 監事会　　4回（5月28日、8月4日、10月21日、令和8年1月26日）
(4) 事業運営委員会　5回（5月16日、7月23日、9月17日、11月19日、令和8年1月28日）
(5) 研究研修委員会　5回（5月19日、7月30日、9月30日、12月9日、令和8年2月16日）
(6) 高次脳機能障害研修会　6月20日
(7) 本部研修会　7月11日
(8) (公財)交通事故紛争処理センターとの事例研究会
3回（5月23日、9月25日、令和8年1月20日）

3 その他

(1) 会計監査人の監査

会計監査人による監査報告　令和7年5月27日

(2) 支部往査

京都（令和7年7月17日）、広島県（同年7月29日）、栃木県（令和8年2月16日）、神奈川県（同年2月18日）、宮崎県（同年2月20日）の5支部で支部往査を実施した。支部のガバナンス強化を目的として経理部内のプロセスにおける管理方針や決算手続ルールの明確化及び効率化の支援を実施した。

なお、令和6年度から夏季の支部往査を開始した。

(3) 出版

本部の編集にかかる「交通事故損害額算定基準（30訂版）」及び東京支部の編集にかかる「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（令和8年版）」は、令和8年2月6日（金）に刊行された。

(4) 附属明細書

令和7年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項はない。